

第十九回 参議院人事委員會會議録第十号

(六〇六)

昭和二十九年五月八日(土曜日)午前十一時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 松浦 清一君
理事 宮田 重文君
委員 千葉 信君

委員

國務大臣 加藤 五郎君
法務大臣 加藤 五郎君
政府委員 田上 辰雄君
総務局長 田上 辰雄君
人事局長 田上 辰雄君
事務局 田上 辰雄君

政府委員

常任委員 熊谷 望定君
会専門員 熊谷 望定君

事務局

本日開会に付した事件

○国の経営する企業に勤務する職員の特例給与等に関する特例法案(内閣送付)
○連合委員会開会の件

○委員長(松浦清一君) それでは委員会の開会いたします。

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案を議題に供します。前回の委員会に加藤國務大臣から提案理由の説明を伺つておりますが、本日はこれに対する質疑を行います。質疑のあるかたは順次御発言を願います。

○千葉信君 加藤國務大臣にお尋ねいたしますが、この国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案を見ますと、どうも憲法に抵触するきらいがあると思ひます。加藤さん御存じのように、憲法の第七十三条の第四号によりまして、「法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること」と、こういうふうになつております。従つて官吏制度に関する身分の問題、給与の問題等、現行法によりますと、一切法律で定められて、そして政令に委任せられる場合等を含む官吏に関する事務については、これは勿論内閣において行つて、そういう趣前に立つておられますし、従つて現行法の殆んどを見ますと、今回の提案された法律の案に比較いたしますと、殆んど法定されておられる状態があるのに、今回の法律によりまして、主要な大部分が大臣の権限に委任されておられる状態になつておられますが、この点については大臣はどういう御見解をおとりになつておられますか。

○國務大臣(加藤五郎君) 只今の御質問も少し具体的に御指摘願ひたいと存じます。

○千葉信君 まあいろいろな角度から考えてみましても、例えば戦争中における官僚制度の弊害を除去するとか、或いは又民主的な行政を遂行するために、そして又能率的な行政を遂行するための必要として、公務員に関する制度が民主的な方法において決定され

た。従つてそういう決定の根本になつておりますものは、大臣とか或いは上級官僚の恣意のままに、ほしきままなる方針によつて官吏の地位が左右されたり或いは給与が左右されるということになると、そこにいろいろ弊害が起つて来る。従つてそういう意味から、例えば官吏の身分の保障という問題にしても、或いは又給与の問題にしても、その他の労働条件にしても、ほしきままなる取扱ひをするということが非常に弊害が起るというところが、それが立証されておられますので、そういう弊害を避けるという立場から、できるだけ法定するというのがこの憲法の精神なんです。従つてその精神の上に立つて、公務員制度が設けられ、公務員制度が設けられたのちにおいて、給与の問題等については派生的な法律もそれらに設けられなければならぬ、それでもその法律の中でも、やはりその精神は或る程度生かされて来ておるんです。ところが今度の法律から言つて、この点が非常に行過ぎな恰好で取扱はれておる。例えば給与の根本基準の問題にしても、従来の方針に或る程度の変更が加えられた。実際の給与の決定については大臣の権限によつて決定される。給与の各細目については勿論そうである。そういうやり方をすると、そのことになれば、この憲法の第七十三条の四にも或る程度抵触することになりはしないか。まだほかに質問ありますけれども、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(加藤五郎君) いろいろ御意見はありますが、大体今度のこの特例法を御審議願ひますのは、今までの公務法適用者に対して、一般職の同じく現業に従事しておる者の収入が少いのであります。故に、その均衡をとらうとする意味から、これはできておるのでございまして、これによつてそれらの一般職の諸君の収入を殖やすという目的以外ない。公務法適用の諸君は御承知のごとく同交権を保有し、伸長して行くことができるのであります。一般職の者はその均衡がとれませんから、それを増すというのであつて、主務大臣が勝手に権限を揮つて、その権利を縮小さすとか何とかいうような趣意でできてはおりませんのであります。只今御心配のようなことは私なからうと、実際の方面においてなからうと、こゝ思つては次第でございまして。

○千葉信君 大臣の言われるように、この法律の狙つておられるところは私もおかつたのです。おつしやるように同じ国の企業に従事する職員の中で、公務法適用者と非適用者との間には待遇上かなり不均衡が生じている、その点を是正しなければならぬ、その点をこの法律が考えていることはわかつておるのです。併しそこにも問題はありますが、私はその以前のことをお尋ねしたいのです。たとえ、そういう不均衡を是正しようという善意に出た方針であるとしても、併しやはり憲法なり

法律の体系というものは、そう勝手気儘に乱すべきでない。その乱すことによつて起る——今の御説明の通りに私はこの法律の立案が不均衡を是正しなければはる毒であるという善意に出たことは私も了解しているのです。併し了解はしますけれども、一方から言つても、そういう善意に出た方針ではあつても、この法律の適用如何によつては、今度はむしろ逆に悪用されて不利を被る場合が出て来るのです。そういう問題もあつて、その点はまだ先の問題として、その以前の憲法上の問題について、私は憲法の趣旨を考へ方から考へて、私は憲法であるとして、私はお尋ねしているわけですが、大臣に

○政府委員(田上辰雄君) 只今千葉委員の御質問にありました官吏に関する事務を掌理することについて法律の定める基準に従ふなければならぬ、この趣旨が反しておられるとは考えられないのであります。給与基準をこの特例法におきましては主務大臣に委任するということになつておられますが、これはこの特例法という法律に基いて、この給与についての給与基準を定めるのであります。飽くまでも法律に基いて法律の基礎を以て制定されるものでありますから、従つてこの給与基準の内容自体を法律で定めなくても、法律に根拠を以て給与基準自体が定められるならば、決して憲法第七十三条に違反するものであるとは考え

られないと思つてあります。政令又は大臣に委任するというのが法律によつてされておられる場合は、他の場合においても極めて多いのでありまして、特にこの給与に關係する法律に基礎をおいて見る場合を見ますと、現在、各特別会計にありまして規定も同様であります。千葉委員の仰せになりました憲法第七十三條違反の問題は起らないと思つてあります。

○千葉信君 まあ違反という言葉が少し大袈裟であれば、これは抵觸ということに直してもいいと思つてあります。

それから今の御答弁を聞いておきますと、この特例法が給与そのものについて法定するのだからという御答弁でございますが、成るほど外観的に見れば、そういうことも言えると思つてあります。給与はいろいろふりしてきめるとか、どういふ根拠によつてきめるとか、そういう点では成るほど給与のことを法定しておるようにも思われまうけれども、私の申し上げている給与を、そのほかの問題もそうですが、法定しなければならぬという意味は、広汎に権限を委任して、そして給与等がたとえ法律上の根拠に基いて大臣がきめるとしても、そのきめ方には相当広汎な幅がもたされておる。そうすると、どういふ恰好でか広汎な幅を与えて、その決定権を委任するということになれば、当初考えた少くとも公務員に關する諸制度は、明確に法律で決定しなければならぬ、その決定しなければならぬ理由は、それ／＼の立場なりそのとき／＼の情勢や都合によつて左右されるようなことがあつては、そのために國の公平な而も民主的な行政が阻害される。従つて又官吏制度を

ものの、公務員制度そのものも絶えずそのときの条件や情勢によつて左右される虞があるから、それでは再び過去のやうな弊害が生ずるから、それを避けなければならぬ。そういう意味から、かなり細部に互つて細かく決定されて来たのが現行法なんです。そういう現行法の趣旨の建前から申しますと、例えば一般職の給与法におきましても、そういう現行法の建前から比べて見ると、今回の特例法は著しくそういう明確な規定をあいまいなものとして、大幅な権限を委任している。そうすると、成るほどおつしやるように、形式だけは概念的には法律によつて、又その法律の委任によつてきめるといふことになるから、これは法律できめられてあるじやないかという強引な答弁も成り立つかも知れないけれども、今申上げたように、実態から見ると、これは法律できめられたものとは言い難いという状態がはつきり現われておる。従つてそうすると、少くとも憲法の精神は生かされておらんじやないかということになる。その点はどうか。

○政府委員(田上辰雄君) 法律で委任された場合におきましても、権限委任が相当広範囲に互る場合においては、これはその幅を明記しておかなければならぬというお話は、これは千葉委員のおつしやる通りであると思つてあります。本特例法の第三条におきましても、「職員に給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならぬ」、及び第二項の条項もありますし、又第六条にありま

す職員の勤務時間、休憩、休日、休暇につきましても、第二項にありますが通り「一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならぬ」といつた一つの枠があるのであります。これは抽象的でありまうけれども、この給与準則を定める上において一つの枠と、只今お話の幅を明記しているということになつておるの存するものであります。この具体的な問題につきましても、この給与準則はいわゆる五現業の各局部におきましては、それ／＼事情も違ふのでありまして、この内容を具体的に定めるというところは、法律においてこれを定めるというところは極めて不適当であるやうな事情もあり、そういう点から、むしろこの内容を具体的に挙げるといふことが法文としては適當でないといふことも申し得るのではなからうかと思つてあります。要するにこの権限委任の場合において、抽象的ではあるけれども、全般に互つた一つの幅というものの、この特例法に一応の規定がある。更に具体的には、この法案の実施に當つて、各主務大臣がそれ／＼実情に應じた給与準則をきめ得るやうな法的基礎をこゝで与えているという法案であるのでありますからして、その点は御了承頂きたいと思つてあります。

○千葉信君 今の御答弁聞いておつて感ずることは、例えばその給与を決定する根本基準というが、乃至はその幅というが、その問題についても問題があるのです。例えば従来のこれに対する根本基準は、その官職の職務と、責任に應じてこれをなす。ところが今回はそれに対してその職員の発揮した

能率に應ずるものでなければならぬという条件が入つて来ている。この条件が果して適當なものであるかどうかといふことについては問題がある。まあ併し、あなた方は、そう言えば、この例は何も今始つたことではない。例えば電々公社等の場合においても同様な条件が給与決定の基準としてきめられておるじやないかと、こういうかも知れない。實際電々公社等の場合に、特別にその場合に考慮されている条件があるのですが、そのとき／＼の情勢なり、条件の変動に應じて、特に考慮するといふ条件なんかが入つておると思いますが、併しまあそういう問題があるといふことは、それ／＼の事情があるから、それを画一的にきめることは困難だからという理由がありましたが、困難だということとは、結局これを研究する、勉強する努力の不足ということになりはしないか。もしそういう点が完全に行われないれば、なか／＼きめ難いからと言つて、そのために五つの現業の間に不均衡や、不利益が生ずるといふ不合理を防止できるはずなんです。それをどういふ困難だからという理由に基いて、五つなら五つの同じ國の事業に携わる職員の中に、事情が困難だからといふ理由で、不利益や不均衡が生じていいといふことにはならないと思つてあります。まあ併し、私は今そういう答弁があつたから、その点を突ついたので、それらの細かい点については追つて相当究明しなければならぬ問題ですから、それらの問題についてはあとで又ゆつくり御質問申し上げますが、私のお尋ねしている趣旨は、こういう恰好

の、大幅な給与決定の委任をしておくことによつて起つて来る弊害を防止する確信があるかどうかといふことが重点になつて来ているのです。一方では憲法第七十三條の四号に抵觸するきらいがあるし、而もそういう抵觸するきらいのある法律によつて今後予想されることは、再び曾つてのやうな強大な権限を大臣が持つて、そのために官僚制度の弊害が再び復活して来ることではないかどうか。大臣の権限で以てやつてもらうということになれば、相当その大臣の権限には蟻が蜜にたかるやうな恰好の行動が出て来る虞れがあると思つてあります。弊害は單にそればかりじやないと思つてあります。そういう点については、一体單に憲法に抵觸するといふばかりではなくして、そういう点についての確たる所信があるのかどうか。その所信は一体どういふ考え方から、どういふ具体策から出て来るのか。そういう点も御質問申し上げます。

○國務大臣(加藤謙五郎君) 千葉君からいろいろ御質問がありますが、法案ができましたれば、如何なる法案でありますか、その欠点、短所を算えますれば、これは私は人間が作らんとする法律でありますので、その欠点があります。その重点がどこにあるかと申しますれば、先刻申しましたこと、公労法適用のものと、それでないものの不均衡を是正して、この一般職の、同じく仕事に従事しているものをよくせよという大趣旨の下にできておるのでございまして、その諸欠点、或いは各五現業でも、或いは或る現業、或る現業で相違がある。この欠点をどうするかという御議論も

近い職員、それらの職員に對して、そういう不利益を將來何によつて一体保障するのか。ただよらしめよ、信ぜよだけでは濟まないと思うのです。その意味じゃ、これはそういう事態が假に起るとしたら、起ることを十分考へななければならぬとしたら、これはとんでもない悪法なんです。その点については何かの保障がありますか。

○國務大臣(加藤録五郎君) 千葉君のお話を聞いておりますと、まるつきり私

どもと違つた観点から御批判になつておる御質問のようにな思つております。

○千葉信君　これは常識ですよ。

○国務大臣(加藤藤五郎君)　私どもは、一方のほうにおいては団交によつて賃金の値上げその他収入の増加が図られる。然るに一般非適用職員においては、そういう同じ仕事をしつゝ、そういう団交権によつて獲得する賃金の値上げというものが得られない。一般国家公務員と同様である。そういう場合でありますが故に、団交権について均衡を保つて行きたいと、こういうのでありまして、今の御質問によると、私どもは一般職の人事院の勧告によつてこのほうがいいではないかというものが、御質問の御趣意のように承わつて

おるのでありますが……。○千葉信君 違う。○國務大臣(加藤鐵五郎君) そうなれば、この法案を提出した趣旨と全く違つた立場においての御質問のように承わつておるのでありますが、これは今回行われる非適用の職員を優遇する趣意から全部出ておる立法であります。今のような御心配は余りに御杞憂に過ぎるものではないかと思うのであります。

しては、国家公務員法第二十八条に基

いて勧告が行われる、そうしてその細

部に互つても比較的公平に明確に規定

されておる。そうしてその保障が公務

員法によつてちゃんと確立しておる。

ところが給与の問題に関する限りは、

今度は団交権もなければ、そういう法

の保護も受けることのできない職員が

ここに出て来ることになる。数は少い

でしよう。数は少いけれども、三万人

○國務大臣(加藤鯨五郎君) 私下

金の値上げその他収入の増加が図

そういう同じ仕事をしつつ、そう

というものが得られない。一般に

りますが故に、団交権について均

まして、今の御質問によるといふ

てこのほうがいいではないかとい

おるのですが……。

○國務大臣（加藤鑠五郎君）　　そう

つた立場においての御質問のよう

回行われる非適用の職員を優遇す

今のような御心配は余りに御杞憂

りきちん。

○千葉信君 大臣は僕の質問を殆んど了解されておらないと思ひます。法律を提案する場合、若しくは法規となつたその動機なり若しくはその方針なりが、仮に善意なものであつても、これを運用する者が将来若しくはその善意に副うておらないような考えを以て、その法律を運用する者があり、その場合に、法律に明確に規定されていなければ、法の保護は受けられないために、不利益を生ずるものが将来起つては困る、そういう点を立法の責任を持つ者は十分に考へて法律を審議しなければならぬ。その点で大臣の耳には痛いかも知れないけれども、現在の国家公務員法にいたしましても、争議権を制約する代りに国家公務員法を改正して、そうして公務員の利益を擁護する機関として人事院を設けて、そうして集中的には法律の中に第二十八条に基づく勧告の制度を設けて、それによつて争議権なり公務員職員の利益を擁護する、こういう建前で法律が立案され、而もその法律の立案當時の方針としては、争議権がなくともこういう勧告の制度によつて勧告されれば、政府はその勧告を採用して、そうして公務員の不利益にはならない、決して争議権がなくとも、この制度がある限りは、公務員の不利益にはならない。不利益にはならないといふことは、慎重に而も広汎に深く研究して、そうしてどの程度の給与が正しいものであるかといふことを人事院が考へて、これを勧告すれば、それを政府が守るといふ前提の上に立つて、この公務員制度が設けられております。だから法律の立案の動機なり方針なりはその点でははつきりしております。ところが加藤さん

の属しておる自由党内閣では、未だ曾つてその法律の精神を尊重し、遵法したことがないやありませんか。従つてそのために公務員諸君が計り知れない不利益をこうむつてゐるじやありませんか。立法の精神がどうか、動機がどうかといふことによつて、その法律が正しいといふことにはならないと思ひます。だからそういう場合に、例えば国家公務員法の場合には、そういう政府の出現することを予想して、この勧告は政府において完全に遵守しなければならぬとか、実行しなければならぬといふ一字を加へる程度の親切さが、立法府では必要だといふことになるのですが、その問題とこれは同様の事です。今は成るほどあなたがおつしやるように、団体交渉権のない一般職の職員の場合に、その団体交渉権を持つて或る程度適正な給与を獲得しておる職員と同じように、一般職の職員の例へば管理職にあるような者、例へば監督の職にあるような者、こういう人たちの給与を適正に引上げてやろうといふことを方針にされておることは、私もわかつておるけれども、又それに対して法律提案の動機といふこともわかつておりますが、そういう善意によつて運用される限りにおいては、この法律は心配ないけれども、若しも今公務員法の場合について申上げましたような方針で臨む為政者なり大臣なり内閣なりが出て来た場合に、この法律が適用される。その適用される場合に、例へば国家公務員法の適用を受ける一般職の職員或いは団体交渉権を持つ職員の場合に、一方は法律の保護があり、一方は団体交渉権を

持つておるけれども、今こゝで是正されるというその職員の一般職の団体交渉権なき職員の場合に、その場合何によつて保護されるか、何によつてその点が保障されるのか。何もないじやないですか。何もないところを、一体どうして政府はこの点について心配のないように図るといふ答弁がでないのか。ただ単に善意ある方針だから、善意あるやり方でこの法律を提案したからといふことではすまされぬと思ひます。

○國務大臣(加藤鐵五郎君) 団体交渉がありまゝ現業の者は、これによつて自分の利益を擁護して行けることは御承知の通りであります。そこで只今の御説を聞いておりますといふと、一般職の者は争議権も団体交渉もございませんが故に、人事院があつていろいろこれを擁護して行く、それでも只今の場合、団体交渉のある者のほうが終始有利な地位を取つて参りますが故に、その均衡を直さうといふことがこの法律の目的であります。故に、いつでも団体交渉のありますものに均衡を保つて行くのでございまして、私は今のところから来るのであるのか、むしろ今の御質問の御趣旨を忖度いたしますといふと、一般職であつたほうがいいではないかといふような、まだこれは人事院といふものが擁護して行くほうがいいではないかといふような御趣意のように拝聴いたしたのであります。私も、私どもは全く考えを異にいたしてございまして、御心配の筋は余りに杞憂に過ぎるのではないかと、こゝろ思つておるのであります。

○政府委員(田上辰雄君) 大臣の答弁に補足して私から申上げますが、給与準則の準則を濫用して、そして職員が不利になるようなことが生じないかという御懸念につきまして、差当りの事情といひましたのは、この特例法を提案いたしました事情は、大臣からの御答弁にもありましたように、これは不均衡を受けおる各職員の声はもとより、関係五現業の各大臣、幹部におきましても、この不均衡を是正しなければならぬといふ強い熱意を持つておるわけでありまゝ。又単に関係者だけでなく、これは一つの輿論でもありまして、これを是正したいという気持の集りから、こゝろ特例法を提案したと申しましたも過言ではないと思ひます。従つてこの特例法の成立を見ました場合には、できるだけ速かな機会にできるだけの不均衡の是正を図りたいといふことを、一同念願しておるやうなわけでありまして、現在の問題としては、この給与準則が濫用されるどころではなくして、直ちにこの不均衡を是正し、いい成果を期待できると申し得ると思ひますが、御心配の将来の問題といひましたは、これは仮に例をお挙げになりました一大臣がこれを濫用し逆用して、不均衡を一層甚しくするような悪意があつたといひましたも、それは職員自体の声もありまして、又不均衡は正といふことは、これは社会通念でありまして、国会の監督もありまして、又輿論もありまして、御心配のやうな濫用は、到底やろうとしても、やり得ないと思ひます。なおこの非適用職員の給与についての保障は、国家公務員法の第八十六條以下の規定もございまして、これによつて法的に救済を受けるという

途も開けておるわけでありまゝですが、これは、以上申上げました次第で、この給与準則が将来濫用されるというふうなことは到底あり得ないと思ひます。

○千葉信君 どうもどつちの答へも私の重点としてゐる質問には、全然答えておらないのです。大臣に私はそれは簡単に例を引いて私の心配している点を尋ねたいのですが、例へば、こゝろ問題が予想されると思ひます。それは今までは給与の改訂は、インフレの経済現象の中で、常に給与を或る程度適正なものに引上げるという改訂であつた。ところが若しも仮に万自由党内閣の方針が成功するとして、デフレ傾向が進展して物価の大幅な低落が起つた場合、若しくは自由党内閣でなくとも、将来そういう方向に突き進んだ場合、そういう場合に、今度は給与を引上げるということではなくて、その物価の状態に応じて適正立場から給与を改訂するといふ段階が生じないとも限らない。そういう状態になつて来た場合に、仮定の問題として續いて我々は心配しなければならぬことは、例へば公務員法なり一般職の給与法による若しくは人事院の考へた給与準則による給与の支給される職員の場合と、それから争議権とはいつても、本来の争議権を持たない単なるもう名目的な団体交渉なり名目的な労働協約をするところまでである程度であつて、その裏付けとなる争議権のない職員の場合、その場合に、これはその給与改訂等において、法律の保護を受けているものの場合のほうは有利であつて、法律の保護を受けない、而も実質のない団体交渉権なんかを手へられてゐる職

員の場合とは、差異が生じて来る虞がある。そういうことになる、法の保護を受けておるもののはうが有利で、今度は逆に法の保護なき団体交渉等によつて自分たちの立場を擁護して来た職員との間に差ができないとは限らない。こういう点は一体将来の問題として考へ得るか考えられないか。そういう現象が絶対に起らないと考へておるのか。そういう現象が起るかも知れないとお考へになるのか。先ずこの点をお伺いしたい。

○国務大臣(加藤録五郎君) 御質問のうちに、今までの実際はインフレのために給与が上つて来たことは事実であります。若しこれがデフレになりまして、非常な場合を假想いたしましたら、非常に物価が安くなつたという場合には、人事院が一般公務員に対しては、内閣に対して勧告をすることがあり得ると、こう思ふのです。理論としては、そういう場合にはこれを国会がどうするかは問題が別でありまして、たゞ今後そういう場合が絶対ないとは言へませんが、併しながら実際問題といたしまして、なか／＼その給与を下げるというふうなことは困難なことでありまして、殊に弱いとは仰せられますけれども、困窮がある以上、さういふやみに下るわけではないのであります。そういうことは理論としてはあり得ると思ひますけれども、実際問題としてさういふことは先ず少いであらうと、こう思ふのであります。それでその場合に考へましても、一般公務員は保護されておらないではないか、そういうことも理論としては成り立つてあらうと思ふが、こういう問題は実際問題として私は考へてみたいと思ふ。理論としてはいずれ得ると思ふが、実際さういふ御心配はまあ杞憂でありませんかと、こう思ふ。

○千葉信君 それじや大臣にお尋ねいたしますが、仮にそういう場合があるとしたら、それは団体交渉権を持つてゐる公務法の適用職員のほうか、法の保護を受けておる一般職の職員よりは、必ずしも今と同じようにそのときにも有利な条件で待遇されるだらうということにはならないと思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(加藤録五郎君) いい場合もあるし、悪い場合もある、これは想像されま。

○千葉信君 そういたしますと、まあいい場合もあるかも知れないけれども、悪い場合もある、大臣も悪い場合もあるだらうというところは認めになつた答弁だと思ふのですが、そういうことになりまして、今度はその両者以外の職員がこの法律によつて出て来るわけですから、その職員の場合には、どうなるとお考へですか。法律の保護もなければ団体交渉権もない、これは大臣からお答へ願ひたい。筋道の通つた理窟だと思ふ、僕は。

○国務大臣(加藤録五郎君) もう一度御質問願ひます。

○千葉信君 今日時間ですから、この次又ゆつくり次の内容に進みたいと思ひますので、かなりたくさんありますから、あとの機会に……。

○委員長(松浦清一君) ほかの委員各位で今日御質問のかたごさいませんか。

○溝口三郎君 この特例法案が出ましたのは、これは公務法の適用者と管理者との給与の不均衡の是正を目的とした

て出されたのですが、今、千葉委員の御質問のようにこれを裏切られると、却つて管理者、監督者のような適用を受ける人たちは非常に不利をこうむる、これは将来そういうむずかしい問題が出ますと、十分これは検討する必要があると思ひますが、差し当りこの法案を見まして伺ひたいのは、公務法が出まして、公務法の適用者は団体交渉で給与の引上げができたのであります。昨年の夏頃、郵政、林野の職員が二

号から三号くらい給与引上げになつたので、それ／＼十数億の経費の増になつたと考へておるのでございます。従つて団体交渉によらない一般の管理、監督者のほうには不均衡になつた。そういう問題が当時出たのでございまして、それを是正するためにこういう法律ができて来た。新聞等には三月頃にもこういう試案、この通りのような試案が発表になつておつたのでございまして、この適用を受ける職員の数がどのくらいになるか知りませんが、不均衡は是正というところは当然予算を伴う問題であると思ふのでございまして、若し公務法の適用者について、林野の例えは三号とか四号上つた。それと同じように管理者のほうも上げて行かなければならぬと、相当予算が必要と思ひます。五現業等につきまして、二十九年度の給与の予算の関係は、それを見込んでおるのでございませうか。若しこの法律が成立してしまつて、適用者に給与の引上げをしますと、相当の予算が必要と思ふのですが、その辺はどういう取扱ひになるのかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 只今溝口委員の御質問になりました、従来の公務法適用職員、それからいわゆる非適用職員等の人数は、お手許に資料を差上げてあると思ひますが、その別表にございまして、公務法適用の職員は大体二十六万一千二百二十名、それから非適用職員は二万三千七百四十三名ということになつております。尤もこの非適用職員の中から、いわゆる管理監督の立場にある者数百名はこの特例法の適用から外されますので、その非適用職員から引いて行かなければならないのであります。

○千葉信君 数字をもう一回言つて下さい。

○政府委員(田上辰雄君) 公務法適用の職員が二十六万一千二百二十名、それから非適用職員が二万三千七百四十三名であります。併し、この特例法の適用を受けまする職員の中から管理監督に当る者は除外されますので、いわゆる非適用職員の二万三千と申しました数からそれだけの人数はこの特例法適用外に残されるということになるわけでございます。

○千葉信君 それは何人ですか。

○政府委員(田上辰雄君) これはこの法案にございまして政令によつて指定されるわけでありまして、その人数はまだ確定しておりませんが、それで予算的措置のお話であります。これは本年度の予算には、この特例法によつて、仮に給与準則によつて、不均衡の是正に必要な予算は計上されておらないのであります。併しこれは各五現業それ／＼の特別会計のやり繰りによりましてできるだけの配慮をいたしたい。来年度の予算につきましては、この法案が適用になりますれば、当然その給与準則の適用によりまして必要

な予算は要求されることだと考へるものであります。併しその金額につきましては積算をいたしております。

○溝口三郎君 只今田上さんの御答弁で、二十九年度の予算には計上してないのだ、若しこの法案が成立しますれば、各企業ごとにやり繰りで適当に処置するのだと、私は二万三千七百四十三人といううちで、今度政令でこの法案に適用する人が大分出て来るのではないかと考へるのです。本當の一般職の企業に該当するものは僅かになつて来るのではないかと。昨年郵政の調停案のときにも、私は当局に質問したことがあるのですが、郵政以外にはこういう問題は波及はしないのだ、郵政企業の内部だけで頭打の是正等をやるのだ、そのために一、六号ぐらゐの引上げがあるのだということでありました。これは資料課で拝見しましたので、これははかりの現業も調停をやつた、だん／＼に各企業が、非常に現業のかたより給与が少いということ、又恐らく将来は団体交渉や調停が出て来るだらう、本年出ないとも私は限らないと思ひますが、こういう場合には予算は前通りなのだ、この方法で通つてしまつたのだというふうなことになる、又そのときに混乱を起すのじやないかと私は思ふのでございませう。そのために、給与総額の問題なんかもありますが、これもあとで問題はあると思ひますが、能率の向上というのをどう判定をするのか。給与の根本基準でも先ほど問題がありました。国家公務員法の基準のほかに、能率の字句や何かも但書で入つておつて、それから勤務時間等についても、何か勤務条件を非常に緩和するといひますが、時間を

非常に余計にすることもできるような印象を与えておるのです。こういう特例をこの際に出されたのですが、提案理由を拝見いたしますと、給与の根本原則とか給与総額の規定は従前の各企業の特別会計で定めてあるものと同様な規定にしたということになると、各企業ごとにやつてあるのを抽象的にここへまとめたのだというふうなことになる。それでさつき千葉委員から問題が出たので、給与の原則の内容の問題であるとは思いますが、内容につきましては、給与の原則にしては、俸給表にしても、恐らくはこれは団体交渉等できまつたその額にスライドして管理者のを是正しようという趣旨だろうと思つて、各企業ごとに給与原則の内容と違うのは違つたのが当りまえなので、今の特別会計のまゝになつておれば、こういう問題は起らないかたつたのだが、どうしても私が法律を見ましたのでは、余り勉強してないのですが、このうちで差當つて必要なのは、政令で二万三千人の区分をするといふことと、あとは特別会計を五つのやつをそのままこへ抽象的に持つて来たのだ、それ以外に制定したことには何か特別の問題があるのでございませうか。

○政府委員(田上辰雄君) お話のいわゆる非適用職員である二万三千人の不均衡に困つておる者を救済するといふための法案であるのでありますけれども、この二万三千人だけを救済するためのやり方、これはいろいろあるだろうと思つて、これはただ従来の公労法適用の職員と、いわゆる非適用の職員との不均衡を是正する。できればこれはもう同一に取扱つて行きたいという趣旨から言ひまして、この公労法適用の職員と非適用の職員を一本の法律に扱つておる形の方がふさわしい。そのためにこの特別法におきまして、特別法の第二条の第二項に、この法律に於いての職員の定義を下してあるのであります。これは企業官庁の全職員のうち管理又は監督の地位にあるものだけを取除いて、あとの機密の事務を取扱つておる職員、公労法適用の職員全部をここに一本の職員として、この法律で取扱つて行こうということになるのであります。そういうやり方と考へて、この特別法ができておるのであります。特別会計でそれ／＼規定しておいて内容はいろいろ異つておる、この特別法が適用されましても、その体系は決して崩れないわけでありませう。崩れないのでありますけれども、この五現業のすべての非適用職員、これの救済はこの一本の法令で救済して行こうというのが建前になつております。

○溝口三郎君 第二条の二項の政令で定める官職、政令の案はもうできておりますか。

○政府委員(田上辰雄君) 只今五現業その他関係職員の間でいろいろ検討を加えており、未だ結論には達しておりません。大体の行き方等について意見が一致しかけておるのであります。問題がまだ少し残つておりますので、成案には至つておりません。

○溝口三郎君 何か承りますと、大体この適用の範囲は課長級以下のもので、なふりにも聞いておられますが、それはそういう話もあるのですか。

○政府委員(田上辰雄君) 大体の今研究しております意見の一致した線といたしましては、本省におきましては課長以上、これを管理又は監督の地位にあるものとして残して行こう、いわゆるブロックの機関におきましては局長、部長を残し、各現業に至つては全部この特別法の適用を受ける職員としまして、管理又は監督の地位にあるものからはずしてしまおうというふうな大体の線でありませうけれども、併し各五現業のそれ／＼の実情は多少違つておりますので、一律には参らない点もございませうので、それらの点についてはお個々の検討を加へまして、できるだけ速かに結論を出して行きたいと、こう考へております。

○溝口三郎君 只今のお話で本省においては課長級以上くらいがこの法律の適用の範囲外になるのだ、もつと簡単に、簡単にいいますか、こういう不均衡の是正で一番簡単に行くのは、公労法の四条の政令で定めてある範囲をもう少し緩和して行けばいいと思ひますが、そういう管理、監督の地位にあるものの補助のようなものを今度は給与だけをこれを適用しよう、そういうものは公労法の四条の適用のところへ入れても補助職員のようなものであつたらいいのじゃないかと私は考へるのですが、そういう一歩進んだあの公労法の四条の政令の適用の範囲をもう少し拡大するのだ、課長以下のような補助職員については……そういうふうな論議は今までなかつたのですか。

○政府委員(田上辰雄君) 公労法の改正につきましては、この特別法を制定する上において何ら触れておらないのであります。ただこの特別法はたびたび申上げますように、いわゆる五現業と非適用職員の不均衡だけを是正した

という考へで出發しておるのであります。その点につきましては政府として触れておらないことを申上げます。

○溝口三郎君 もう一点伺つておきます。五現業の企業内部で現業の職員として公労法の非適用者との均衡の是正をやりたいということなんですが、現在の制度では企業内部の監督者の給与といふものは、そのほかの一般の職員、国家公務員等のあとの給与との均衡は大体どういふふうになつておりますか。非常に低いのですか。それが今度一般の公務員と五現業の企業職員がほぼ均衡が全体の国家公務員とすればとれるというお見込みなんですか。

それは企業内部で今のような分け方をしておると人事の交流は非常にできにくいのじゃないかという論があるのですが、若し企業内部は均衡がとれるとするなら、従つて一般の公務員とはまだ均衡がとれないのだといふことになる、どこまでも一般の国家公務員の人事の交流といふものはやはりできにくいのじゃないかといふふうに考へられるのですが、その点についてどういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(田上辰雄君) 一般公務員に属しております管理、監督者と、それから公労法適用の職員、並びにこの特別法によつて救済されますいわゆる非適用職員との均衡の問題といふことは、これはこの特別法では解決されないものであります。仮に第二条第二項の「政令で定める官職にあるもの」につきまして線を引いてみましても、どこまで行つても均衡といふものはその点においては是正されないといふことは只今溝口委員のおつしやつた通りであります。従つて交流人事等におきましては、多少の支障を起すであらうと思つておられます。ただその支障ができるだけ起らないような考慮から政令で定める職員の具体的な問題を只今検討を加へている次第であります。

○委員長(松浦清一君) 加藤国務大臣はほかのほうからも呼ばれておられるので、退席をしたいという御希望があるので、退席をして頂いてよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦清一君) ではどうぞ……

溝口さんそれで今日よろしうございませうか。

○溝口三郎君 もう一つだけ、これはお願をしておきたいのですが、二万三千人、すべて今度適用になつた場合に、各企業として今まで団体交渉で給与が變つて来たんだと、それを均衡のとれるようにするには、二十九年で幾らくらいに予算はなつて来るのか、それは計上してないと言ひますが、かやういふことになりませうか、それを数字的に幾らくらいになるか、計算はできると思ひます。その資料はこの次あたりに頂けませんか。

○政府委員(田上辰雄君) それは今度この五現業の關係各省におきまして、相当苦慮して検討を加へて出さなければならぬ数字でありますので、御希望のように数日の間にそれをまとめて出すといふことは、御希望に副い兼ねると思つておられます。この特別法が成立いたしました後において、それ／＼五現業の希望に従つて、できるだけその均衡を救済するような具体的な措置を考慮して行くことになるだらう

うと思つてあります。只今資料を提出いたすといふことは、ちよつと困難であると思ひます。

○溝口三郎君 この次には大体のお見込みでもいいが何れにせよ、予算措置は全然わからないのだと、こういうことで法律を通すといふことは、金額はそれ大したことはないと思ひますが、全然わからぬで法律を通すといふことは困るのじやないかと思ひますので、お打合せの上で大体のお見込みでも伺ひたいと思ひます。

○委員長(松浦清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松浦清一君) 速記を始めて下さい。

まだ質疑がありだと思ひますが、次の機会に譲つて、本日の質疑はこれで打切ることとよろしくごさいませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦清一君) それでは本日の質疑はこれで打ち切ります。

○委員長(松浦清一君) それから昨日の労働委員会で、只今問題になつておりまする国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案について、本委員会と合同委員会を開きたいと、そういう御決議をされました、申入れを受けているわけですが、まだ私は委員長に會つておりませんので、こういう決議をされましたも、何日に合同委員会を開きたいといふことを決定してあるかどうかがわかりませんから、大体本委員会の次回の定例日は明後々日十一日火曜日、こういうことになつておりますから、向うのはうで差支えがございせんならば、十一日の

委員会にお受けをして合同委員会を開くといふことにいたしたい。それから若し向うの都合が應ければその次の本委員会でも打合せしておりまする定例日は火、木、土でありますから、最も近い機会に合同委員会を開くと、こういうことにとりきめたいと思ひますが、その辺のところ委員長にお委せ願ひたいと思ひますが、よろしくごさいませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦清一君) それではさうに決定いたします。

本日の委員会はこれで散会をいたします。

午後零時四十六分散会

五月一日本委員会に左の事件を付託された。

一、香川県直島町の地域給に関する請願(第二四〇二号)

一、香川県多度津町の地域給に関する請願(第二四〇三号)

一、鹿兒島県志布志町の地域給に関する請願(第二四〇四号)

一、鹿兒島県末吉町の地域給に関する請願(第二四〇五号)

一、茨城県高萩町の地域給に関する請願(第二四一〇号)

一、佐賀県北多々町に地域給に関する請願(第六五四号)

第二四〇二号 昭和二十九年四月二十日受理

請願者 香川県香川郡直島町 長 宮本道衛外十名

紹介議員 森崎 隆君

香川直島町は、人口の七割が給与生活者であり、生活必需品は高松市、玉野市から移入している関係上、物価はこれらの都市を上回る実情であるため本町在住公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を両市なみの二級地に指定せられたいとの請願。

第二四〇三号 昭和二十九年四月二十日受理

請願者 香川県多度津町 町長 山崎祐一外二十名

紹介議員 森崎 隆君

香川多度津町は、瀬戸内海沿岸の海陸交通の要地であり、阪神、中国、瀬戸内海諸島との交通網が発達し、又、予讃、土讃の二大鉄道の幹線の分岐点で観光客の流動が激しく隣接の丸亀、坂出両市と共に一連の都市密集地帯を形成しており、特に阪神地方の下請工場並びに日本国有鉄道多度津工場等の影響により生活必需品は益々高くなり諸物価は京阪神各都市よりも高価で当地に居住する諸官庁職員の困窮は並々ならぬものがあるから本町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第二四〇四号 昭和二十九年四月二十日受理

請願者 鹿兒島県志布志町の地域給に関する請願

請願者 鹿兒島県志布志町 町長 貴島平外五十三名

紹介議員 佐多 忠隆君

鹿兒島志布志町は、大隅地区の要地として数多くの官公署が所在し大隅開港の一大拠点として重大な意義を持ち、上水道施設の整備中であるが、生産物は少く移入物資は鹿兒島市を上回る物価高のため公務員の生活は困窮しているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四〇五号 昭和二十九年四月二十日受理

請願者 鹿兒島県志布志町 町長 松下一七二

紹介議員 佐多 忠隆君

鹿兒島志布志町は、都城市に隣接し、同市の経済圏内にあつて生活水準、文化水準を同じくしているが、生活必需品のほとんどを鹿兒島市および都城市から移入している関係上、物価はこれらの都市より一割以上高く、加えて最近片倉製糸末吉工場の拡張工事ならびに大淀川河川工事に伴ひこれに關係する多数の従業員が転入してきたため、物価は益々高騰しているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四一〇号 昭和二十九年四月二十日受理

請願者 茨城県高萩町の地域給に関する請願

請願者 茨城県高萩町 町長 賀地方事務所内 桜井 茂男外二十四名

紹介議員 宮田 重文君

茨城県高萩町は、多賀郡の中核地であり、炭鉱地帯の重要な地点にあるため、野菜その他、すべての物資は、他町村から導入しなければならず、また日用品の大半も遠く、東京都から求める関係上、諸物価は、日々高騰する実情にあり、当町に生活する公務員の生活は、ますます窮乏の状態にあるから、当町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四二三号 昭和二十九年四月二十二日受理

請願者 香川県香川郡香西町の地域給に関する請願

請願者 香川香西町 町長 城給対策連絡協議会 内 本田忠雄

紹介議員 北村 一男君

香川香西町は高松市の衛生都市の一つとしてその西部四・八キロメートルに位置し、交通、文化、経済の交流がはなはだしく高松市内の感があるため、あるが、あらゆる生活必需品の買入れ、子弟の上級学校進学、病院等衛生方面の機関の殆どが高松市に直結しているため交通費が多額になり当地の公務員の生活は困窮をきわめていてから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四三四号 昭和二十九年四月二十三日受理

請願者 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 長野県北安曇郡大町 町長 松田正人外二十名

紹介議員 池田宇右衛門君

寒冷地、石炭手当については、寒冷地在勤公務員の実態を充分に理解されて、

(一)寒冷手当の現行五級地八割、以下の五段階を五級地十割とし、以下二割きさみの五段階とすること、(二)薪炭手当の制度化を行い、北海道に準ずる地域にも支給すること、(三)石炭手当の所要量を三・七トンに増加し、現行の頭打ちを打破すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第二四五一号 昭和二十九年四月二十四日受理

岩手県前沢町の地域給に関する請願
請願者 岩手県前沢町前沢町
紹介議員 長 菊池陽一 外八名
千田 正君 鶴見 祐輔君

岩手県前沢町は、胆沢郡南部における政治、経済、文化の中心地であるが、一ノ関市及び水沢市に近接しているため、両市への通勤者が多く、かつ県立高等学校、私立女学園等が設置されているので町民の生活水準は高く、物価は一ノ関市とほとんど差異を認められない程であつて、公務員の生活は日増しに困難をきわめている現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。

第二四五二号 昭和二十九年四月二十四日受理

愛知県豊明村の地域給に関する請願
請願者 愛知県豊明村
紹介議員 長 平野増平
森 八三一君

愛知県豊明村は、大都市名古屋に近接し、岡宮中京競馬場の所在地でもある関係上、村民の生活程度は名古屋と類似しており、物価は物によつて都市より高騰をみている実状であるから、

地域給は名古屋市と同様の指定がなされるべきであつて、現に本村内に位置する国立豊ヶ岡豊工学院(法務省所管)は、二級地の指定を受けているのであるから、本村の地域給を同学院同様すくなくとも二級地に指定せられたいとの請願。

第六五四号 昭和二十九年四月二十三日受理

佐賀県北多久町の地域給に関する陳情
陳情者 佐賀県北多久町
長 東郷嘉八 外十名

佐賀県北多久町は、県の中央、小城郡多田盆地にあり、国鉄唐津線(佐賀市―唐津市間)及び国道佐賀、呼子線の中央に位置し、県道多田、武雄線は本町から分岐している外、商港伊万里町へも通じている等交通の要衝であるが、とくに最近本町において十数箇所の炭鉱が開発され、三菱、明治鉱業系の大手炭鉱山多く、いよいよ本格的出炭の段階に進み、これに伴う各種関連産業と商店街の発展が活発となり、従つて人口も飛躍的に増加しており、第二の筑豊地区と言われている程であつて、前途は大鉱工業都市を約束されているが、必然的に物価、家賃等の高騰は、はなはだしいものがあるため、公務員の生活は極度に困難しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの陳情。

第二五一九号 昭和二十九年四月十七日受理

岩手県前沢町の地域給に関する請願
請願者 岩手県前沢町前沢町
紹介議員 長 平野増平
森 八三一君

五月四日本委員会に左の事件を付託された。
一、島根県掛合町の地域給に関する請願(第二五一号)
一、岩手県前沢町の地域給に関する請願(第二五一九号)

一、大阪府河内長野市の地域給に関する請願(第二五七八号)
一、静岡県鷹岡町の地域給に関する請願(第二五八四号)
一、愛知県常滑市の地域給に関する請願(第二五九九号)

第二五一号 昭和二十九年四月十七日受理

島根県掛合町の地域給に関する請願
請願者 島根県飯石郡掛合町
長 帶刀育郎
紹介議員 小瀧 彬君

島根県掛合町は、従来地域給一級地であつたところ昨年未関係法の改正により無級地になつたが、本町は飯田郡の中心に立し、地方事務所をはじめ郡の重要機関が集中設置されつつある関係上、一般消費者の増加がはなはだしく、また電源開発事業並びに災害復旧事業に伴い労働者が千数百名も転入してきたため、物価は最近いちじるしく高騰しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二五八四号 昭和二十九年四月十八日受理

静岡県鷹岡町の地域給に関する請願
請願者 静岡県富士郡鷹岡町
長 長橋徳太郎 外九名
紹介議員 高瀬莊太郎君

静岡県鷹岡町は、機械製紙工業の発祥地として、古くから人文の交流多く、諸物価の高いこともまた定評のあるところで、産業の発達地としての地位を、ともに隆盛し、製紙工場大小あわせて二十四、これに附随する鉄工場大小二十六、その他の工場も四十二を数え、紙と機械に生きる当地の経済は常に活発な動きを示し、これらの諸工場に勤務する従業員の生活は豊かに擁護されているのに比べ、町内官公署職員の手給はいちじるしく低下しているため、その生活は非常に困難な実情であるから、

町の地域給を一級地に指定せられたいとの請願。
第二五七八号 昭和二十九年四月十八日受理
大阪府河内長野市の地域給に関する請願
請願者 大阪府河内長野市長職
務執行者 山田憲三
紹介議員 松浦 清一君

大阪府河内長野市は、昭和二十九年四月一日、旧長野町、川上、三日市、加賀田、高向各町村が合併して新しく河内長野市となつた都市であるが、富田林市に隣接している府下有数の郊外住宅観光都市であり、物価においては大阪市、富田林市を上回る実情であるから、当市の地域給を富田林市同等に引き上げられたいとの請願。

第二五九九号 昭和二十九年四月十八日受理
愛知県常滑市の地域給に関する請願
請願者 愛知県常滑市長 伊奈 長三郎 外五十一名
紹介議員 青柳 秀夫君

愛知県常滑市は、窯業、繊維工業都市として人員の去来、物資の集散が非常に多く必然的に生活物資は高騰しており、勤務階級の八割はこれらの生産事業に従事する労働条件にめづまれた従業員で、その消費生活はすこぶる盛んであり、その中に生活する公務員の生活は困窮をきわめているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。